

国民健康保険・後期高齢者医療制度

7月中旬に保険証を郵送します

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)が7月31日で有効期限切れとなるため、8月1日から使える新しい保険証を簡易書留で郵送します。

共通事項

簡易書留による交付

郵便配達員が直接手渡しします。

不在の場合は、受け取り方などを「不在連絡票」で確認し、忘れずに受け取ってください。

窓口での交付

市役所国保年金課窓口での交付です。希望の方は、6月27日(水)までに国保年金課へご連絡ください。

①本人が受け取る場合

公的機関が発行する顔写真付きの証明書(免許証等)を持参

②代理人が受け取る場合

世帯主または世帯員からの委任状、公的機関が発行する代理人の顔写真付きの証明書(免許証等)を持参

※窓口交付は7月6日(金)より行います。

※保険税等に未納分がある方には、短期有効期限の保険証等を発行します。短期保険証等の更新については、市役所窓口にて更新手続きが必要が必要です。

国民健康保険

一部負担金の免除・徴収猶予について

国民健康保険では、世帯主、被保険者の方が震災等に遭われた場合や失業等により収入が著しく減少したことで、生活が困難となった場合に、申請により認められると、医療機関等で支払う一部負担金(自己負担額)の免除または徴収猶予を受けることができます。

※世帯主または被保険者が、入院療養を受ける世帯であることが必要です。

後期高齢者医療制度

負担区分の見直しについて

毎年8月1日現在の加入者について、世帯状況と前年所得に基づき負担区分(※)判定を行っており、この判定された負担区分は8月1日から適用されます。

負担区分判定の結果、医療費の一部負担金の割合に変更が生じる方には、負担割合(1割、3割)が変更された保険証を送付します。8月1日以降に医療機関等に行かれる際は、必ず新しい保険証を提示してください。



※負担区分・・・医療費の自己負担割合や高額療養費のための区分

有効期限をご確認ください

保険証はあずき色です

「一部負担金の割合」は1割か3割になります

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	12345678	平成31年 7月31日
住所 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内		
氏名	千葉県 花子	性別 女
生年月日	昭和12年 8月 1日	
資格取得年月日	平成24年 8月 1日	
発効期日	平成25年 8月 1日	
交付年月日	平成30年 8月 1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	39121033	
保険者名	千葉県後期高齢者医療広域連合	

お問い合わせは、
国保年金課(2階)
☎1503、FAX☎1600へ。